

# ショートステイ(子育て短期支援)事業利用案内

お子さんを養育している保護者が、病気などで一時的に子どもを養育することが困難となった場合に、NPO法人が運営する施設において、一定期間、保護者に代わって養育を行います。

## ●ショートステイ事業の概要

対象者	町内に住所のある家庭の18歳未満の児童
利用要件	①疾病、育児疲れなど身体的、精神的な理由 ②出産、入院、看護など家庭養育上の理由 ③冠婚葬祭、出張など社会的な理由 など
利用期間	7日(6泊7日)以内
受入施設	特定非営利活動法人 ファミリーホームいぶき (郡山市横塚五丁目13-20)

## ●利用の流れ



## ●1日あたりの利用料金

利用児童の年齢	利用世帯			左記以外の世帯
	生活保護世帯	住民税非課税世帯		
		ひとり親家庭	ひとり親家庭以外	
2歳未満	0円	0円	1,100円	5,350円
2歳以上	0円	0円	1,000円	2,750円

※6泊7日の場合、7日分の利用料金となります。

## ●利用の際にお持ちいただきたい物

- ①母子手帳、健康保険証、子育て支援医療受給者証（社会保険の方のみ）
- ②着替え（施設への滞在日数に応じた枚数）、パジャマ、タオル（2～3枚）
- ③洗面用具（歯ブラシ・コップ）
- ④オムツ、ミルク、哺乳瓶（これらが必要な乳幼児）
- ⑤利用当日の健康チェック表

### 【注意事項】

- ・服薬中の薬がある場合は、送迎の際に受入れ施設のスタッフへ十分に説明してください。
- ・全ての持ち物に名前を記入してください。

## ●留意事項

- ①施設に空きがない場合やお子さんやご家族が感染症に罹患している場合には、ご利用をお断りする場合があります。
- ②お子さんに心身の障がいや発達に不安などがあり、集団生活に適應することが困難な場合には、ご利用をお断りする場合があります。
- ③利用決定の際には、直近の課税状況を確認させていただきます。なお、転入などで課税状況が確認できない場合には、課税証明書の提出をお願いする場合があります。
- ④お子さんにアレルギーがあり食事等に制限がある場合は、事前に申し出てください。
- ⑤お子さんの健康状態によっては、早目のお迎えをお願いする場合があります。また、施設内で集団感染などがあった場合にも、早目のお迎えをお願いする場合があります。
- ⑥施設利用期間中は、緊急時の場合に備え、必ず連絡が取れるようにしてください。

お問い合わせ先

三春町役場 子育て支援課 子育て支援グループ

〒963-7796 三春町字大町 1-2

TEL 0247-62-0055 FAX 0247-62-3232